

東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託プロポーザル仕様書

1 件名

東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託

2 目的

本業務は、東久留米市（以下「市」という。）が策定した「今後の都市公園の取組み方針～これからの50年間を見据えた東久留米市の都市公園づくりに向けて～」（以下「取組み方針」という。）に基づき、市が今後、行うべき取組みについて、情報整理、課題調査を行い、取組み方針において示した5つの方針に基づき、市の今後の都市公園に係る具体的な方策を導き出すことを目的とする。

3 基本仕様書の定義

東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託プロポーザル仕様書は、東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託に係るプロポーザル選定において、企画提案書作成のために業務委託の基本的事項及び基本情報等を記載するものである。

プロポーザル選定の結果、優先交渉権者に選定された事業者と市は、業務の進め方について協議を行い、当該業務の仕様書を作成する。なお、今回の企画提案の範囲は令和5年度から令和6年度までの2箇年とする。

4 基本情報

（1）市の公園を取巻く情勢について

令和4年4月1日現在、市には148箇所、延べ209,221㎡の市立都市公園が整備されているが、全公園の75%以上にあたる112公園が1,000㎡に満たない狭小な開発公園である。

また、市民一人当たりの公園敷地面積は3.52㎡と、条例で定める標準面積5㎡に満たないことや、更なる宅地化が進行するなかで、公園面積の拡大に比例して維持管理経費の増加が見込まれる。

一方、多様化する住民ニーズへの対応などが求められる中では、これら都市公園を取り巻く課題に対して、民間資金・活力を最大限活用する方策を検討することが必要である。

当市においては、子どもたち自身への直接的な支援の一環として「ボール遊びのできる公園整備」を今後の市政運営における重点的な取組みとして位置付けており、加えて、公園が持つポテンシャル（ストック効果）を最大限に活用し、様々な地域課題、行政課題も併せて解決する視点も重要である。

5 委託予定の内容

業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者の企画提案を基に、市と事業者（受託予定者）との協議により、仕様書を作成し、決定する。

また、下記は、現在、市が考える取組み方針であり、これに基づき、効果的・効率的な提案を求めるものである。なお、下記のうち、①及び②の公園整備に係る事項については、令和6年度上半期中に成果を見込んでいる。

① 基幹公園等を整備する

② 地域・行政課題を同時に解決できるパークマネジメントを行う

- ③ P－P F I ・指定管理者の民間資金・民間活力等を導入する
- ④ ボール遊びのできる環境を整備する
- ⑤ 地域とのコンセンサスを得ながら公園ストックを再編する

6 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

7 成果品

・令和5年度

- (1) 業務委託中間報告書 1部
- (2) 上記資料の電子データ（PDF形式等）

・令和6年度

- (1) 業務委託中間報告書 1部
- (2) 業務委託報告書 1部
- (3) 条例改正に関する資料 1部
- (4) 上記資料の電子データ（PDF形式等）

8 その他

(1) 主任技術者及び現場代理人

- ① 受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に提出するものとする。
- ② 主任技術者は、事業者公募業務等を含む公民連携事業の導入に関する実務経験を有する者とする
こと。

(2) 成果品の帰属

本業務における成果については、市に帰属するものとし、市が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

また、受注者は市の承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

(3) 受注者の責務

受注者は、業務を遂行するにあたり、委託契約約款及び本仕様書に基づき、市と連絡を密にし、忠実・誠実な支援に努めること。また、電子メール等を活用して、効率的に報告や打合せ等を行う。

(4) 守秘義務

- ・東久留米市情報セキュリティポリシー（令和5年1月改定）を遵守し、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の満了後又は、契約解除後においても同様とする。
- ・受注者の責により秘密が漏洩し、市が損害を受けた場合、受注者はその損害に対し賠償の責を負うものとする。

(5) その他

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、受注者は監督員と協議の上、その指示に従うものとする。